

B—81 近世初期における小袖の風俗史的研究
(第1報)

—法令より見たる小袖について—

桐丘女短大 三芳キミ子

1. 本研究は近世初期の風俗画や小袖遺物をながめて見るとき絢爛豪華な感にうたれるが、それは当時の時代相のしからしむるところで大名の軒先瓦や御成門にまで金を用いたことを考えれば当然のことともいえる。それが年代を追い江戸大火にあい、ついに絢爛豪華よりもだいたんなデザインから刺繍技術よりも染めにうつる過程に興味ある問題がのこされている。この時代こそ武家から町人へ衣裳が華美へうつりゆく時期であり幕府が幾度となく禁令を発した時世でもあった。この時点をとらえて風俗史的に研究してみようと思う。

2. 資料としては徳川禁令考、御触書寛保集成、正宝事録、江戸前半期における衣裳風俗、近世日本世相史、等の文献によりました。

3. 法令を中心としては、かつて第1として町人の経済力が豊かになったし、元禄時世に入って見識人の言のごとく「法度は表向内証は鹿子」をたくわえるということと、法令が庶民の衣生活にさほど役に立たなかったことがわかった。